

告 示

埼玉県参埼選告示第三号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙立会人となるべき者につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定により行うべきくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和四年七月五日

参議院埼玉県選出議員選挙選挙長 岡 田 昭 文

一 日 時 令和四年七月八日 午前十時

二 場 所 埼玉県選挙管理委員会室